

千葉県報

号外
令和5年3月10日

主要目次

告示

○ 知事指定薬物の指定

一

告示

示

千葉県告示第九十一号

千葉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年千葉県条例第九号）第十一条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和五年三月十日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 知事指定薬物

- 1 N―（四―フルオロフェニル）―N―〔二―（二―フェニルエチル）ピペリジン―四―イル〕―フラン―二―カルボキシアミド及びその塩類
- 2 N―エチル―N―メチルトリプタミン及びその塩類
- 3 （八R）―N・N―ジエチル―六―メチル―ペンタノイル―九・十一―ジデヒドロエルゴリン―八―カルボキシアミド及びその塩類
- 4 一―〔二―（三―メチルフェニル）シクロヘキシル〕ピロリジン及びその塩類
- 5 1から4までに掲げる物のいずれかを含有する物

二 施行期日

令和五年三月十一日

購読料

本号

一部

六円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八